

令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施事業一覧、評価表

(円)

No	補助・単独	交付対象事業の名称					事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期	
			総事業費 (A)	交付金充当 経費 (B)	国庫補助額 (C)	その他（一般財 源や補助対象外 経費等） (D)				
			102,353,331	101,676,000	0	677,331				効果
1	単	非課税世帯等臨時特別支援事業（令和五年度愛媛県久万高原町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金）【低所得者世帯給付金】	49,830,000	49,830,000	0	0	①コロナ禍においてエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた住民税非課税世帯に対し支援を行うことで、低所得世帯の方々の生活維持する。 ②給付補助金 ③住民税非課税世帯への給付金 49,830千円(1,661世帯×30,000円) ④R5年度住民税均等割が非課税である全世帯	R5.6	R6.2	電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり30,000円を給付することによって低所得世帯の家計の一助になった。
2	単	非課税世帯等臨時特別支援事業(令和五年度愛媛県久万高原町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金)(事務費)	1,805,393	1,805,000	0	393	①コロナ禍においてエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた住民税非課税世帯に対し支援を行うことで、低所得世帯の方々の生活維持するための事務経費 ②事務費、システム改修委託料 ③住民税非課税世帯への給付金事務経費 事務費(職員手当等) 60千円 需用費(消耗品、印刷製本費) 588千円 役務費(通信運搬費、手数料) 654千円 業務委託料 503千円 ④R5年度住民税均等割が非課税である全世帯	R5.6	R6.2	電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり30,000円を給付することによって低所得世帯の家計の一助になった。
8	単	久万高原町物価高騰対応等消費活性化支援事業(令和5年度)(商品券発行等事業分)	38,561,938	37,885,000	0	676,938	①コロナ禍等における原油価格・物価高騰の影響により、依然として、住民の負担は大きく、厳しい状況となっていることから、全住民に1人あたり5,000円分の商品券を配布し、生活の安定を図るとともに、購買力の向上により町内事業者の経営安定を目指す。 ②商品券発行、発送手数料経費 ③報償費 35,583千円 発送等委託料 2,319千円 印刷費(商品券、チラシ等) 661千円 ④全住民	R5.6	R6.2	原油価格・物価高騰の影響による負担増を踏まえ、全住民に1人あたり5,000円の商品券を配布することで生活の安定の一助になった。また、町内での購買力向上により町内事業者の経営安定を図った。 配布人数7,246名 使用率:98.1% 参加店舗数:137店舗

令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施事業一覧、評価表

(円)

No	補助・単独	交付対象事業の名称						事業 始期	事業 終期	
			総事業費 (A)	交付金充当 経費 (B)	国庫補助額 (C)	その他（一般財 源や補助対象外 経費等） (D)	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）			
9	単	原油高騰対策事業者経営支援事業	11,803,000	11,803,000	0	0	①コロナ禍等における原油価格・物価高騰の影響により、依然として、町内事業者の負担は大きく、厳しい状況となっていることから、燃料費(ガソリン、灯油、軽油又は重油に係る経費)等原油価格・物価高騰に影響を受けた町内事業者に対して、原油価格・物価高騰で影響を受けた額を支援する。 ②物価高騰に影響した経費に対する支援金 ③令和5年度中の指定する1期(10月～12月の3ヶ月)分の使用量に、町が決定した単価を乗じた額(1, 000円未満の端数は切り捨て)。上限300千円、下限15千円。 (算定参考) 200千円(事業者平均)×60事業者＝12,000千円 ④町内事業者	R5.12	R6.3	原油価格・物価高騰の影響を受けた事業者に対し、使用した燃料費について、原油価格・物価高騰の影響を受けた額を支援した。 【実績】 91件、11,803千円
10	単	原油高騰対策公共交通事業者経営支援事業	353,000	353,000	0	0	①コロナ禍等における原油価格・物価高騰の影響により、依然として、町内民間乗合バス事業者の負担は大きく、厳しい状況となっていることから、燃料費(ガソリン、灯油、軽油又は重油に係る経費)等原油価格・物価高騰の影響を受けた民間乗合バス事業者への燃料高騰等に対する支援を行う。 ②物価高騰に影響した経費に対する支援金 ③令和5年度中の指定する1期(10月～12月の3ヶ月)分の使用量に、町が決定した単価を乗じた額(1, 000円未満の端数は切り捨て)。上限300千円、下限15千円。 (算定参考) 250千円(事業者平均)×2事業者＝500千円 ④町内で運行する民間乗合バス事業者	R5.12	R6.3	原油価格・物価高騰の影響を受けた町内民間乗合バス事業者に対し、使用した燃料費について、原油価格・物価高騰の影響を受けた額を支援した。 【実績】2件 353千円